

第四次千葉県地域福祉支援計画の策定について

策定の趣旨等

- 第三次千葉県地域福祉支援計画は、社会福祉法第108条に規定された法定計画であり、平成27年度から令和2年度を計画期間として、平成27年3月に策定していたところです。
- その後平成31年3月に中間見直しを行い、各種施策を推進してきましたが、新たな計画策定については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により延期していたところです。
- このたび、近年の地域福祉を取り巻く新たな動きや課題等に対応し、地域福祉をより一層推進して地域共生社会の実現を目指すとともに、市町村を支援していくため、改定を行います。なお、計画期間は、令和5年度から令和8年度までの4年間を予定しています。

【参考】都道府県地域福祉支援計画

市町村地域福祉計画の達成に資するために、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める。（社会福祉法第108条より）

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、
- ② 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- ③ 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- ④ 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- ⑤ 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備への支援に関する事項

第三次千葉県地域福祉支援計画について（中間見直し版の概要）

第1章 計画の策定にあたって

I. 計画の位置付け・計画期間

- ・本計画では**市町村地域福祉計画の達成に資するために、市町村の地域福祉の支援に関する事項を一体的に定める**とともに、**県における地域福祉推進の基本方針**として、各分野において共通して取り組むべき事項を示したもの。
- ・計画期間は2015年度から2020年度までの6年間。 ※ 2018年度に中間見直し

II. 計画の中間見直しの趣旨

- ・**社会福祉法改正において、誰もが役割を持ち、活躍できる「地域共生社会」の実現に向けて、地域福祉推進の理念が明確化され、行政が地域福祉の推進のために必要な措置を講ずることが求められている。**
- ・この計画では、地域共生社会の実現を目指し、**地域の様々な主体がお互いに協力して支え合い、地域社会の課題解決に取り組む「地域福祉」を推進していく。**

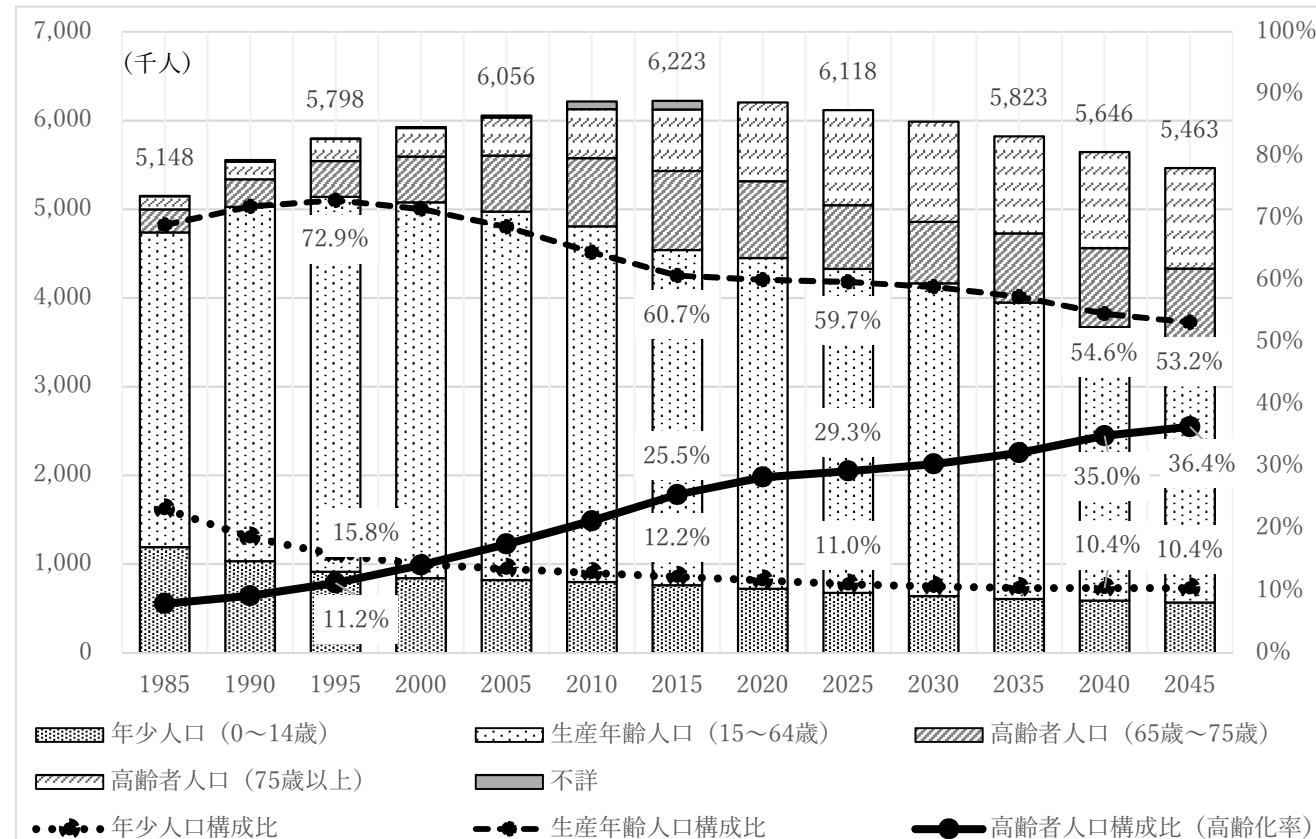
第2章 現状と課題

○ 現状

- ・高齢化率は2015年の25.5%から2040年に35.0%に。
- ・生産年齢人口の割合は、2015年で60.7%、2040年では54.6%。
- ・「夫婦のみ」「単独世帯」の割合の増加。
- ・老老介護、8050問題、ダブルケアなど、世帯の中で複数の課題が発生。
- ・福祉・介護分野の人材は不足。2025年に県内で介護人材は約28,000人不足する見込み。
- ・33市町が地域福祉計画を策定済み。2020年度までに10市町村が策定予定。

○ 地域の課題

- ・多様なニーズに対応できる質の高い福祉人材の確保と、地域における支え合いも必要。
- ・生活困窮や虐待、ひきこもり、出所者への適切な対応など、問題が顕在化しにくい生活課題が多様化。多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築が必要。災害時の要配慮者支援も必要。
- ・県は、それぞれの地域の実情を踏まえて市町村を支援する必要がある。



第4章 推進体制

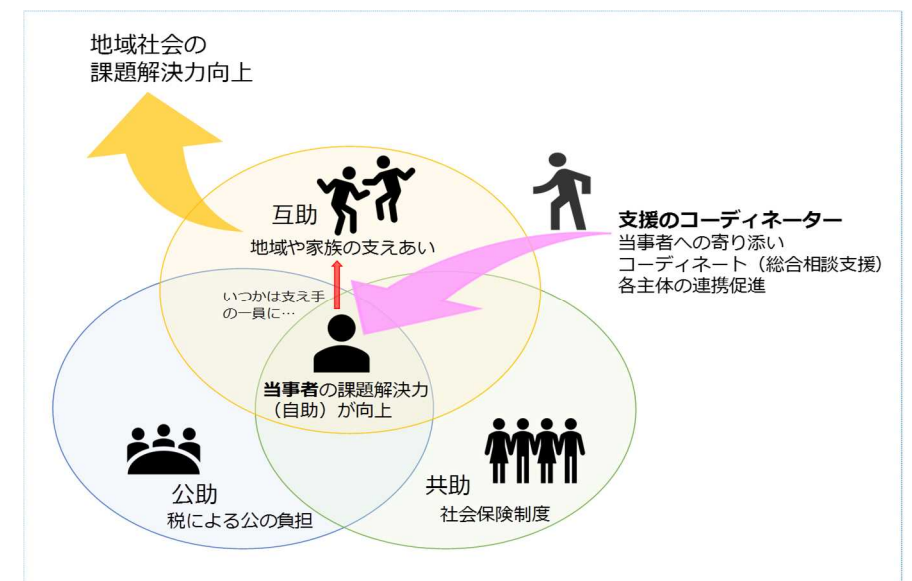
地域福祉の担い手として期待される団体：自治会・町内会、市町村社会福祉協議会・地区社会福祉協議会等・県社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉法人・社会福祉施設、学校・生涯学習施設、企業・協同組合・事業者、NPO法人・ボランティア団体、千葉県共同募金会、広域・県域の福祉系組織

第3章 理念

「互いに支え合い安心して暮らせる地域社会」の構築を目指して

《私たちが目指す地域の姿》

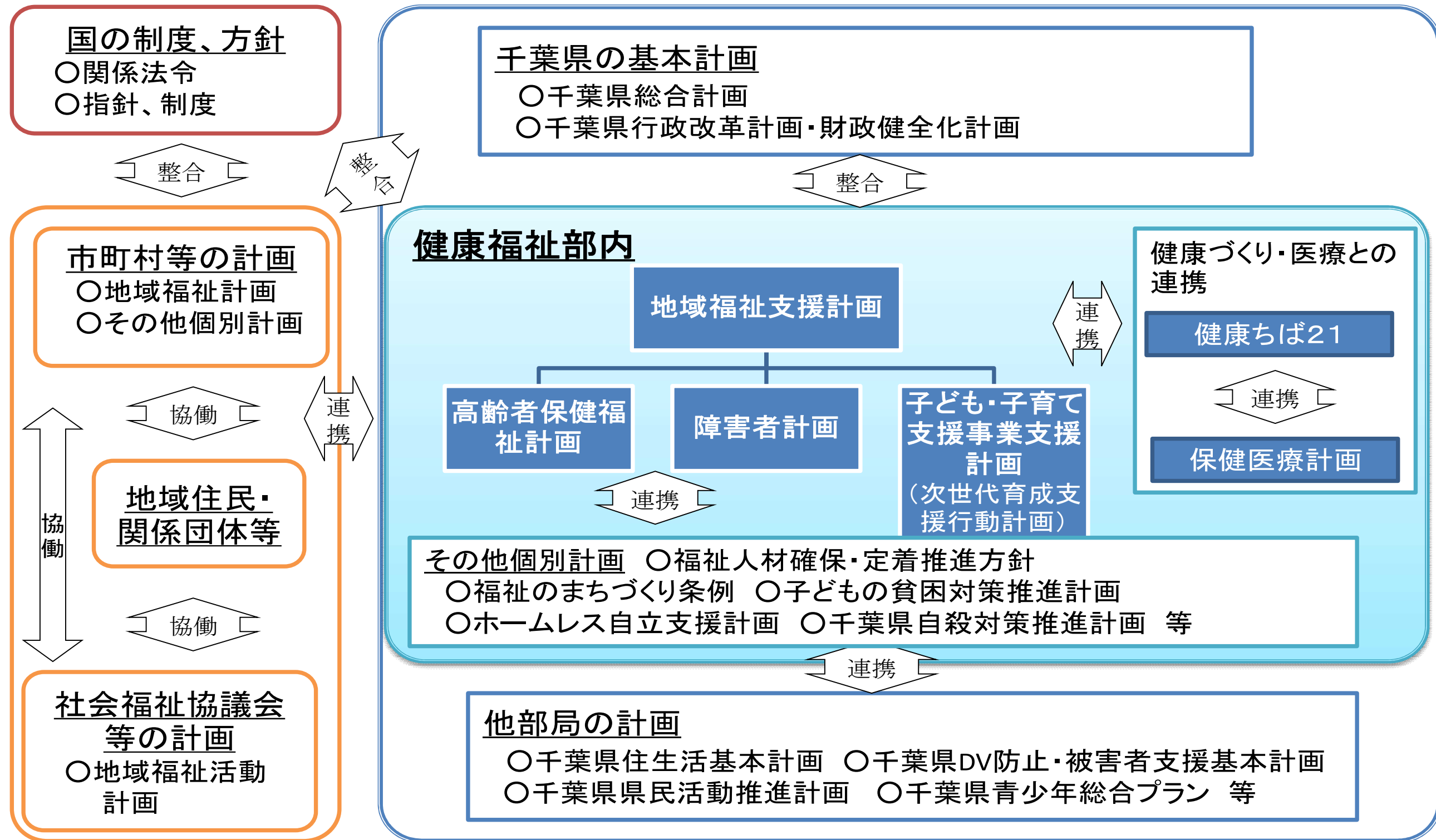
地域に暮らす「他人」が抱える課題が、将来的には「自分」や「家族」の課題となる可能性があり、暮らしやすい地域をつくることは自分のためにもなると考えることで、当事者の課題を「我が事」として捉えるとともに自助の力を高め、地域社会づくりに参加することや、地域社会の構成員や専門職が連携しながら課題解決を図っていく環境を整え、互助の力を高めていくことが重要。



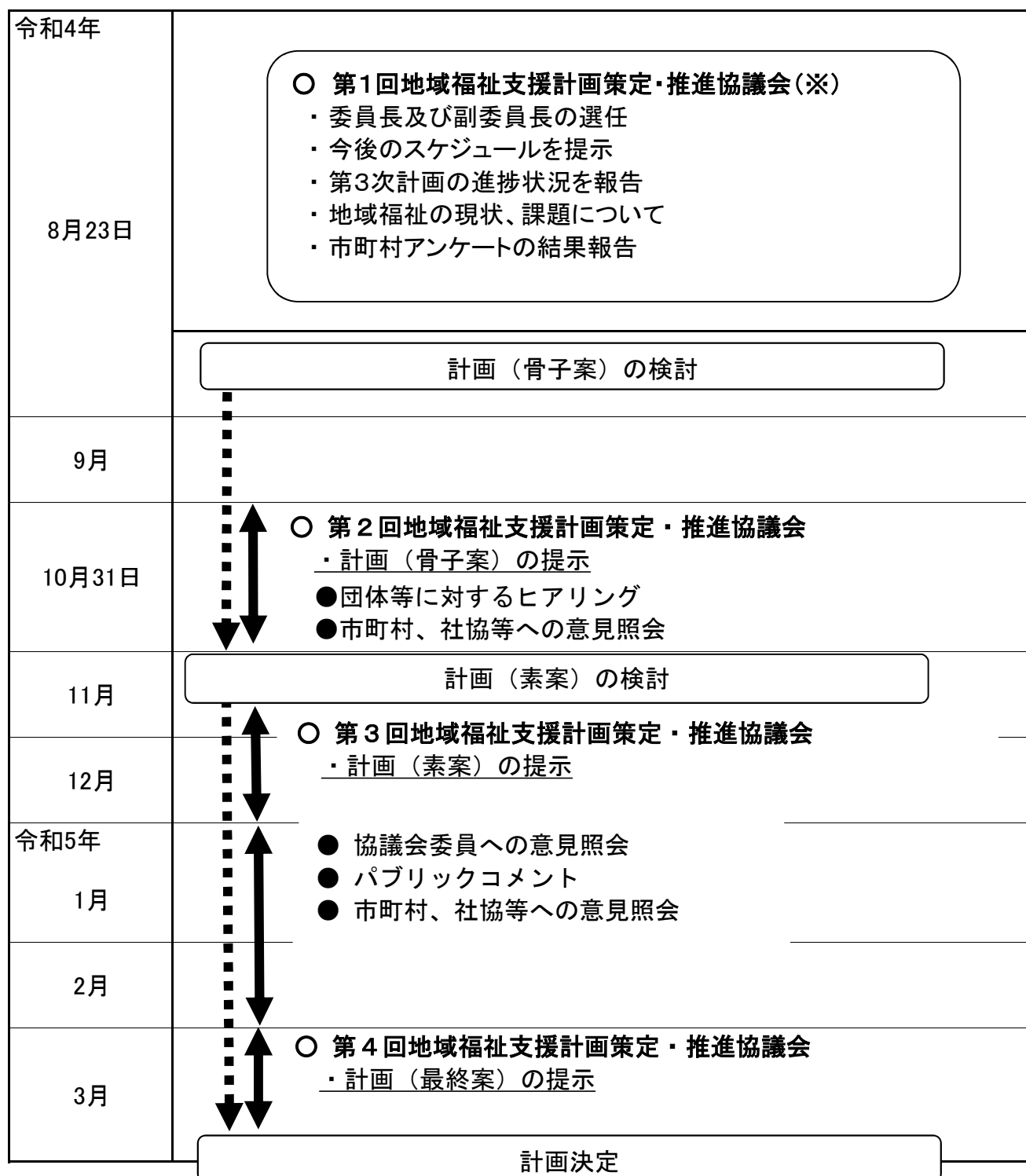
○ 市町村と県の役割

- ・市町村は、関係者の中で現状や課題を把握し、将来像を共有化しながら、地域福祉計画を策定するとともに、包括的・総合的な総合相談支援機能を確保した体制を構築。
- ・県は、市町村地域福祉計画の策定・見直しを支援するとともに、研修の実施や情報共有の場の設定などにより、各分野の相談支援機能等の確保・充実の支援と、総合相談支援機能の普及を図る。また、医療機関の役割分担と連携の促進や、専門職の人材育成、福祉教育など、市町村の行政区域を越える保健医療・福祉の課題の解決に向けて、市町村と連携して取り組む。

千葉県地域福祉支援計画と関係する諸計画（相関図）



第四次千葉県地域福祉支援計画の策定スケジュールについて



※ 千葉県地域福祉支援計画・推進協議会

- ・ 千葉県地域福祉支援計画の策定及び進行管理をするため設置
- ・ 委員は16人(市町村、福祉関係団体、医療・福祉関係者、学識経験者、公募委員等で構成)